

農産物規格・検査の見直しについて

- 農林水産省では、令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、生産者、流通業者、消費者及び国際規格の専門家からなる「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」を昨年9月に設置し、8回の検討を経て、全ての検討事項について結論が得られ、5月に「とりまとめ」として公表。
- これを受けて、令和3年6月18日に閣議決定された令和3年度の規制改革実施計画には、「とりまとめ」を踏まえて、今後農林水産省で実施予定の取組内容が記載。
- 農林水産省では、「とりまとめ」の実施に向けて順次、実務的・技術的な作業を進めているところ。

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会委員名簿

飯塚 悦功	東京大学名誉教授、 公益財団法人日本適合性認定協会理事長
井村 辰二郎	アジア農業株式会社代表取締役
岩井 健次	株式会社イワイ 代表取締役
◎ 大坪 研一	新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科 特任教授
栗原 竜也	全国農業協同組合連合会 米穀生産集荷対策部長
白井 恒久	わらべや日洋ホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員
千田 法久	千田みずほ株式会社代表取締役社長
夏目 智子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
藤代 尚武	正林国際特許商標事務所技術標準化事業部長
三澤 正博	木徳神糧株式会社特別顧問
森 雅彦	日本生活協同組合連合会商品本部農畜産部 特別商品グループマネージャー
山崎 能央	株式会社ヤマザキライス代表取締役 (敬称略、五十音順、◎は座長)

検討会の検討経緯

- 第1回検討会（令和2年9月4日）
 - ・ 農林水産省から農産物規格・検査の情勢について説明
 - ・ 農業者、卸売業者、農産物検査員から、農産物検査規格についてヒアリング
- 第2回検討会（令和2年9月30日）
 - ・ 農林水産省から穀粒判別器等について説明
 - ・ 穀粒判別器の開発企業、穀粒判別器に関心を持つAI企業等からヒアリング
- 第3回検討会（令和2年10月30日）
 - ・ 海外・他分野の取り組み等も含め、品質管理システムやスマートフードチェーンの状況についてヒアリング
- 第4回検討会（令和2年12月9日）
 - ・ 五ツ星お米マイスターから消費者ニーズについてヒアリング
 - ・ 委員からの意見聴取
- 第5回検討会（令和3年1月20日）
 - ・ 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定について
 - ・ サンプルング方法の見直しについて
 - ・ スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定について
- 第6回検討会（令和3年2月25日）
 - ・ 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定について 結論
 - ・ サンプルング方法の見直しについて 結論
 - ・ スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定について 結論
 - ・ 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止について
- 第7回検討会（令和3年3月24日）
 - ・ 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止について 結論
 - ・ 銘柄の検査方法等の見直しについて
 - ・ 荷造り・包装規格の見直しについて
- 第8回検討会（令和3年4月28日）
 - ・ 銘柄の検査方法等の見直しについて 結論
 - ・ 荷造り・包装規格の見直しについて 結論

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会について

- 農産物検査規格が農産物流通や消費者ニーズに即した合理的なものとなるよう、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」を令和2年9月に設置し、8回の検討を経て、全ての検討事項について結論を得た。
- 今後、検討会の結論に基づき、実務的・技術的な作業を実施。

検討会の結論

1 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定 (3.2.25 結論)

現行の規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」を策定することを決定。

今後は、実務家による機械鑑定に係る技術検討チームを速やかに設置し、技術的事項を整理した上で、機械鑑定用の検査規格を設定・公表（令和4年産米の検査から適用）。

2 サンプルング方法の見直し (3.2.25 結論)

検査コスト低減に向け、サンプルング方法の簡素化を決定。

今後は、標準抽出方法を見直し、令和3年産米の検査から適用。

3 スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定 (3.2.25 結論)

コメのスマートフードチェーンの構築と、それを活用したJAS規格を民間主導により策定することを決定。

今後は、生産者・実需者・企業等が参加するコンソーシアムを設置し、海外調査、JAS規格原案の策定等を経て、令和5年産米からの実現を目指す。

4 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止について (3.3.24 結論)

現在の農産物検査における量目の検査について、「皆掛重量」の証明を廃止し、「正味重量」のみの証明とすることを決定。

今後は、令和3年産米からの適用を念頭に、規則の改正など必要な手続きを進める。

5 銘柄の検査方法等の見直し (3.4.28 結論)

銘柄の検査について、現在の目視による鑑定から書類による審査に見直す。

また、現在、都道府県毎に検査を受けられる品種を指定する「産地品種銘柄」に加え、全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定し、「産地品種銘柄」に指定されていない品種も検査を受けられるよう見直す（初回の改正は令和3年中に行う）。

6 荷造り・包装規格の見直しについて (3.4.28 結論)

荷造り・包装規格について、現行の規格で認められていない新素材の包装容器が活用できるよう、新規格を制定する。

また、新規格は、原則として引裂強さ^{ひきさき}、引張強さ^{ひっぱり}、伸び、落下試験、防滑性試験について規格項目とし、その具体的な内容・数値を検証した上で、令和3年中に農産物検査規格を改正する。

その他措置済の事項

7 AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発【令和3年度予算措置済】

令和3年度予算で「AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発」を措置。

「穀粒判別器から取得される米の画像・検査データの農業データ連携基盤（WAGRI）等への蓄積」「ビッグデータと連動する次世代穀粒判別器の開発」「AI画像診断によるデータに基づく取引を提案するプログラムの実装」などの研究を推進（令和7年度まで）。

8 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し【令和2年度措置済】

ゲタ・ナラシ対策等の補助金について、農産物検査に代わる手法により、補助金の助成対象数量を確認したのもも支援対象となるよう制度を改正。

また、食品表示制度についても、農産物検査を受けなくても、根拠資料の保管を要件とすることにより、産地・品種・産年の表示を可能するよう制度を改正（消費者庁において措置）。

(15) 農産物検査規格の見直し

20 農産物検査規格の見直し

【a:措置済み b,c:令和3年度上期措置 d,e:令和3年度措置 f:令和3年度検討・結論、必要に応じて速やかに措置 g,h:令和3年以降継続的に措置 i:令和3年検討・結論、結論を得次第速やかに措置 j:令和4年度上期措置 k:令和5年度上期措置 l,m:継続的に措置】

(a,h:農林水産省、消費者庁 b~g,i~m:農林水産省)

- a 農林水産省は、農産物検査規格の在り方を消費者ニーズに即したものに
見直すに際しては、お米マイスターの意見を聞くなどの方法により、また、消
費者庁とも連携して、消費者ニーズの内容を把握し、自主検査を含む多様な
検査を可能とする。
- b 農林水産省は、農産物検査に用いる試料のサンプリング方法について、登
録検査機関において試料が均一であると認められるロットについてはサンプリ
ング回数を従前の回数より減らす方法(以下「新方式」という。)が可能となるよ
う、標準抽出方法(平成13年農林水産省告示第443号)を改正するとともに、
登録検査機関が判断する際の参考となるよう、新方式のサンプリング方法に
関してガイドラインを示す。
- c 農林水産省は、農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)を改
正し、皆掛重量の検査を廃止する。
- d 農林水産省は、余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や
関連する科学的知見等についての手引きを作成し、農業者、卸・流通業者等、
関係者に広く周知する。
- e 荷造り及び包装規格については、現行の規格で認められていない素材の
包装容器について、必要最小限の要求事項で定義した新規格を制定する。
- f 包装の量目については、物流側の視点も含めて検討の上、結論を得、必要
に応じて措置を講ずる。

- g 水稲うるち玄米の銘柄について、品種の許諾が特定の都道府県に限定さ
れ育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものを除く産地品種
銘柄については、品種名のみが記載される「品種銘柄」に指定する。
- h 消費者庁は、農林水産省とも連携して、農産物検査及び令和3年3月17日
付けの食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)改正の内容について、事
業者及び消費者に対して普及・啓発及び周知の徹底を図る。
- i 農林水産省は、計測・標準化・米穀の専門家等から構成する「機械鑑定に
係る技術検討チーム」を設置し、技術的事項の検討・整理を行った上で農産
物規格規程(平成13年農林水産省告示第244号)を改正し、現行の農産物
検査規格とは別に、機械測定を最大限生かせる「機械鑑定を前提とした規
格」を策定する。新しい規格は、現行の規格と同列に位置付ける。
- j 水稲うるち玄米の銘柄の検査については、現在の目視鑑定による方法を改
め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査
する方法に見直す。
- k 農林水産省は、穀粒判別器のデータを活用して、生産から消費に至るまで
の情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化
等による農業者の所得向上を可能とする基盤(スマートフードチェーン)をコメ
の分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を、令和5年産
米から実現できるよう支援する。
- l 農産物検査規格に関して見直しが行われた項目については、結論が出たも
のから、順次、それを現場に浸透させるための措置を講ずる。
- m 技術革新等を踏まえて、年度ごとに、農産物検査規格を点検し、見直しの
必要性を認めた場合には、速やかにその検討を開始する。

現行の農産物規格・検査の概要

○ 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、現物を確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組み。

○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

(米穀の生産者に係る品位等検査)

第3条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を受けることができる。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、
銘柄(産地品種銘柄等)、
品位(等級)、量目、荷造り、包装
- ②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)
及びでん粉(小麦)

【品位の例(水稻うるち玄米)】

項目 等級	最低限度			最高限度				
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%) ※	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7	0.6

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの
 ※1 水分：醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとす。
 ※2 異物：玄米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況(令和元年度)

(単位:千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量(a)	7,261	1,260	218	43
検査数量(b)	5,123	1,300	197	38
受検率(b/a)	71%	103%	91%	90%

- (注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。
 2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))
 3 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。
 4 米、麦、大豆、そばの検査数量は、確定値の数量である。

○ 民間の登録検査機関の推移

令和2年3月31日現在

年 度	平成21年度	令和元年度
登録検査機関(機関)	1,414	1,739
農産物検査員(人)	14,516	19,403
民間検査比率(%)	100	100
検査場所数(ヶ所)	12,638	14,492

- (注) 1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。
 2 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 米穀の系統別検査数量の比率(平成30年産)

平成31年3月31日現在

	JA系	全集連系	卸・小売	農業法人等	分析機関	合計
検査数量	3,622	398	431	326	154	4,932
割合	73.5%	8.1%	8.7%	6.6%	3.1%	100%

資料：穀物課作成資料